別紙１

福祉局アシスタント職員（一般業務）募集要項

項　目	内　　容
職名	会計年度任用職員（福祉局アシスタント職員）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	5名
任用期間	令和8年10月1日以降の任用日から令和9年3月31日まで ※　任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。 ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 ※ なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都大田児童相談所　一時保護所（東京都大田区内）
職務内容	一時保護所入所児童の生活指導業務補助（児童の見守り業務補助等） A：幼児期の児童を主に担当します。 B：小学生から中高生の児童を主に担当します。
応募資格・求められる能力	次の条件を満たす者 (1)社会的養護に理解があり、熱意と協調性をもって業務に従事できる (2)パソコン（Word,Excel 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる (3)個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる。 (4)上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる (5)災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる
勤務日数	月4日～月16日（応相談）
勤務時間	応相談。勤務日及び勤務時間については、相談の上、前月末までに月ごとに設定します。 例）午前7時00分から午後3時45分まで 午前7時30分から午後4時15分まで 正午から~~から~~午後8時45分まで 午前6時00分から9時00分まで 午後6時00分から10時00分まで ※　業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。
休憩時間	勤務時間に応じて設定
休暇等	(1) 有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

	（2） 無給 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、 短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 1，350円 通勤手当相当額を別途支給（上限7，100円／日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合があります。
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用 ※ 各保険の適用要件を満たした場合
募集期間	随時募集 ※順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は応募を締め切ります。
応募方法	（1）応募書類 会計年度任用職員申込書（別紙） ※ 志望動機欄は必ず記載してください。 ※ 特記事項に「主に希望する勤務日数、勤務時間」を記載ください。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。 （2）申込先 送付先メールアドレス：S1144601@section.metro.tokyo.jp 送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（福祉局アシスタント職員） ※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。 ※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。
選考方法	（1）第一次選考（書類選考） （2）第二次選考（面接） ※ 合否結果については、本人宛郵送により通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。 ※ 選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。
特記事項	○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

	○ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
問い合わせ	〒143－0015　東京都大田区大森西2－3－22 東京都大田児童相談所連携推進課管理担当 電話：03－5763－5364